平成２６年（フ）第２９７号
新潟市西蒲区巻甲4128番地１　ベルハイツ８101号
破産者　旭　　信子
１　決定年月日　平成27年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５１号
金沢市増泉３丁目４番５号、従前の住所金沢市辰巳町ニ10番地13
破産者　西海規久夫
１　決定年月日　平成27年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第６０号
岐阜県大垣市美和町1742番地２
破産者　松野祐次郎
１　決定年月日　平成27年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
岐阜県大垣市本今３丁目201番地４　アイリス２ー102
破産者　川井　辰也
１　決定年月日　平成27年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第３４０号
静岡県浜松市西区雄踏町宇布見8130番地の１、前住所静岡県浜松市中区高丘東１丁目９番15号
破産者　中村　芳彦
１　決定年月日　平成27年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
静岡県菊川市下平川2691番地の１
破産者　鈴木　康通
１　決定年月日　平成27年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第１４５号
滋賀県草津市平井２丁目11ー13ー11、住民票上の住所京都市伏見区石田森南町70番地１ハイツ一里塚105
破産者　小多　　哲（旧姓村木）
１　決定年月日　平成27年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１９３号
京都市北区平野宮西町35番地
破産者　細越　常彦
１　決定年月日　平成27年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１９５号
京都市山科区東野狐藪町16ー111、住民票上の住所京都市山科区厨子奥矢倉町34番地７
破産者　松岡　応和
１　決定年月日　平成27年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２０３号
京都市南区上鳥羽南唐戸町21番地20
破産者　手𠮷　瑞穂
１　決定年月日　平成27年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３７６号
奈良市三条本町７番７ー307号
破産者　上原　　誠
１　決定年月日　平成27年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１２４号
岡山県倉敷市中庄3206番地174　アルフィーネ中庄201号室、申立時の住所岡山県倉敷市船穂町船穂1461番地15
破産者　木綱　　孝
１　決定年月日　平成27年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
山口県山口市平井567番地の６、住民票上の住所山口県周南市大字下上2167番地の33
破産者　藤田　則子
１　決定年月日　平成27年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第７７号
山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3447番地７
破産者　藤村　文子
１　決定年月日　平成27年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第２８９号
高知市高須１丁目３番２号　ハイツヨシカワ506
破産者　谷崎　忠光
１　決定年月日　平成27年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２７６号
大分市萩原４丁目８番51号　サザンブライト萩原201、開始決定時の住所大分市大字東明野1371番地の32
破産者　亀井　　崇
１　決定年月日　平成27年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３２５号
大分市大字曲100番地　レオパレス21サンステージ105
破産者　甲斐　　健（旧姓川野）
１　決定年月日　平成27年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１７号
石川県金沢市桜町24番18号、開始決定時の住所石川県珠洲市正院町川尻13部51番地５
破産者　濵田　悦良
１　決定年月日　平成27年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部